平成２７年（フ）第１７号
島根県益田市美都町宇津川ロ72番地１、前住所島根県益田市赤城町２番７号
債務者　土佐　春美
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第８９号
岡山県倉敷市茶屋町814番地２　茶屋宿舎２－302
債務者　角南　博美
１　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市東町３番30号、申立時の住所岡山県倉敷市西阿知町370番地１　雇用促進住宅２－401号
債務者　出原　章義
１　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
岡山県倉敷市船倉町1251番地１
債務者　樋口　満男
１　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３８１号
埼玉県久喜市青毛４丁目１番地９
債務者　石橋　良平
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９１号
さいたま市岩槻区大字平林寺1484番地７　スミレハイツＢ棟101号
債務者　中山　勝久
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
さいたま市岩槻区大字平林寺1484番地７　スミレハイツＢ棟101号
債務者　中山　幸子
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９８号
さいたま市中央区八王子３丁目23番５号　スリーゼ・ロジェマン203号、旧住所さいたま市中央区円阿弥１丁目３番11号
債務者　黒田　　勇
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
さいたま市浦和区上木崎１丁目４番８号　ロイヤルコーポ201号室
債務者　木村　真大
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５２号
さいたま市北区奈良町47番地６
債務者　鈴木　明夫
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８１号
埼玉県新座市栗原５丁目６番６号
債務者　作山佳代子（旧姓神戸・北野）
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
埼玉県熊谷市西野394番地１　塩川アパート101号
債務者　加藤　好夫
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第９１号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1150番地１　幾瀬マンション203
債務者　酒井　一弘
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０５号
埼玉県東松山市美土里町６番52号
債務者　音辻　竜生
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０７号
埼玉県熊谷市石原１丁目18番地１　ピア石原１号館102号、旧住所埼玉県熊谷市善ヶ島753番地23
債務者　石井　祐司
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２０１３号
大阪市東淀川区下新庄４丁目７番４号　ルネ北公園107号
債務者　宮内　健二
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部